



# 相談



## 相談

### 育児不安についての相談

子育て世代包括支援センター ☎33-0039

育児不安等についての相談、離乳食のこと、子どもの遊び場のこと、なんでもご相談ください。(個人情報を守ります。)

相談方法は、面接、電話、FAX、手紙など。

子育て世代包括支援センター 橋本市保健福祉センター内

家庭児童相談室 子育て世代包括支援センター内

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 和歌山市

| 機関名                  | 電話                     | 開設曜日・時間        |
|----------------------|------------------------|----------------|
| 子育て世代包括支援センター        | 33-0039                | 月～金 8:30～17:15 |
| 家庭児童相談室              | 33-2111                | 月～金 9:30～16:30 |
| 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター | 073-445-5312<br>(和歌山市) | 月～金 9:00～17:45 |

### 乳児・幼児健康相談

子育て世代包括支援センター ☎33-0039

随時、お子さんの健康相談を行っています。お気軽にご相談ください。

### 子どもの虐待相談

子育て世代包括支援センター ☎33-0039

#### ●児童虐待とは

児童虐待とは、親などが子どもに対して暴力をふるったり、適切な保護や養育を行わなかったりすることなどにより、子どもの心身を傷つけるなど、子どもの育つ権利が侵害されている状態をいいます。

これらは、親の考えや思惑によらず、子どもの視点で判断します。

**身体的虐待**…なぐる、ける、激しくゆさぶる、やけどをおわせる、おぼれさせるなど(子どもの身体外傷が生じる(恐れのある)暴行をすること)

**心理的虐待**…言葉でおどす、無視する、きょうだい間で差別する、子どもの目の前で配偶者に暴力をふるうなど(子どもを精神的に不安がらせる行為を行ったり、子どもに第三者への暴力行為を見せること)

**性的虐待**…子どもへのわいせつな行為をする、子どもにわいせつな行為をさせる(性行為の強要、身体を触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなど)、わいせつな写真やビデオを見せる、性的行為を見せるなど

**ネグレクト**…家にとじこめる、食事を与えない、不潔な状態にする、病院につれて行かないなど(養育の放棄または怠慢)

#### ●「もしかしたら虐待かも？」と思ったら

迷わず相談・通告を！

相談・通告についてはプライバシーを尊重し秘密を守ります。

子どもの尊い命を守るためにも、「虐待かもしれない」と思ったときはすぐに下記の機関へ連絡してください。

| 機関名                  | 電話                         | 開設時間         | 業務内容      |
|----------------------|----------------------------|--------------|-----------|
| 子育て世代包括支援センター        | 0736-33-0039               | 平日8:30～17:15 | 児童虐待に関する事 |
| 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター | 073-445-5312               | 平日9:00～17:45 |           |
| 児童相談所全国共通ダイヤル        | 189(いちばやく)<br>0570-064-000 | 年中無休・24時間    |           |



38

橋本市子育てガイド 子育て のびのび



相談

●こどものための相談窓口(保護者の方も利用できます)

虐待だけではなく、家族には言えないような困っていることや悩み、学校でいじめられている子  
がいるなど、何でも相談してください。

●子育て中のお母さん・お父さんへ

- ・イライラして子どもにあたってしまう・・・
- ・何度言っても分かってくれない・・・
- ・子どもとうまく向き合えない・・・

などと悩んでいませんか？

子育てに悩むのはあなただけではありません。しんどいとき・不安なとき・つらいときは、1人で  
悩まないで周りの信頼できる人(友人・家族)や相談機関に相談してくださいね。

相談機関一覧

| 機関名                         | 電話           | 開設時間                                              | 業務内容                                   |
|-----------------------------|--------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 家庭児童相談室                     | 0736-33-2111 | 月～金 9:30～16:30                                    | しつけ、子育ての悩み相談                           |
| 青少年センター                     | 0736-32-2124 | 月～金 9:00～16:00                                    | いじめ、非行等の相談                             |
| 教育相談センター                    | 0736-32-1512 | 月～金 9:00～17:00                                    | 学校生活での心配事、不登校相談                        |
| 橋本保健所                       | 0736-42-5440 | 月～金 9:00～17:45                                    | 乳幼児の発育発達の相談                            |
| 子どもの人権110番                  | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15                                    | 虐待、いじめ等、子どもの人権相談                       |
| ヤングテレフォン・いじ<br>め110番(和歌山県警) | 073-425-7867 | 年中無休・24時間                                         | 子どもに関するあらゆる心配事                         |
| 和歌山県子ども・女性・<br>障害者相談センター    | 073-445-5312 | 月～金 9:00～17:45                                    | 子どもに関するあらゆる相談<br>(児童相談所)               |
| 子どもと家庭のテレ<br>フォン110番        | 073-447-1152 | 月～金 9:00～20:00<br>土日祝 9:00～16:30                  | 子どもについての相談<br>弁護士による法律相談も受付け<br>ています   |
| 和歌山県発達障害者支<br>援センター(ポラリス)   | 073-413-3200 | 月～金 10:00～12:00<br>13:00～16:00<br>水のみ 13:00～16:00 | 発達障害に関する相談と支援<br>和歌山市葵町3番25号           |
| ママパパライン<br>わかやま             | 073-432-3690 | 毎週火曜13:00～16:00                                   | 子育て中のママパパをひとりに<br>しないさせないための相談         |
| 心配ごと相談                      | 0736-33-0294 | 毎週月曜13:00～16:00                                   | 市民生活での心配ごと全般                           |
| With You きのかわ               | 0736-32-0874 | 月～金 10:00～17:00                                   | 若者総合相談<br>ご本人やご家族・お友達からの相<br>談も受付けています |



## 相談

| 機関名           | 電話           | 開設時間           | 業務内容                                |
|---------------|--------------|----------------|-------------------------------------|
| 学校教育課         | 0736-33-6115 | 月～金 8:30～17:15 | 公立幼小中学校生活関連の心配事                     |
| 人権・男女共同推進室    | 0736-33-1229 |                | DVに関する相談<br>人権に関する相談                |
| 子育て世代包括支援センター | 0736-33-0039 |                | 乳幼児の発育発達 母子保健関係<br>児童虐待、監護・養育に関する相談 |
| こども課          | 0736-33-6102 |                | ひとり親に関する相談                          |
| 福祉課           | 0736-33-3708 |                | 障がい者福祉に関する相談<br>生活保護、生活困窮者に関する相談    |

### DVについての相談

人権・男女共同推進室 ☎33-1229

配偶者や恋人からの暴力(DV)に悩んでいませんか。ひとりで抱え込まないで勇気を持って相談してください。

相談窓口 橋本市 人権・男女共同推進室 ☎33-1229

和歌山県男女共同参画センターいぶる ☎073-435-5246

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター ☎073-445-0793

伊都振興局健康福祉部 ☎42-5440

### 女性のための相談

人権・男女共同推進室 ☎33-1229

あなたの悩みを相談してみませんか。どんなことでも、安心してご相談ください。女性相談員が対応します。(秘密は厳守します)※1回30分程度

橋本市女性電話相談 ☎33-8525(平日9:00～13:00祝日・年末年始を除く)

### 子どもの教育相談

不登校、人間関係、いじめなど学校生活に関する相談、その他家庭生活、性格、行動上の問題等に関する相談を行います。

相談機関 生涯学習課 青少年センター ☎32-2124 月～金 9:00～16:00

学校教育課 教育相談センター ☎32-1512 月～金 9:00～17:00

### 民生委員・児童委員・主任児童委員

福祉課 ☎33-3708

お住まいの地域には、担当の民生委員・児童委員がいます。高齢者、障がい者、母子、児童などの福祉に関して市民の相談、援助、情報提供や福祉事務所等への協力を行っています。

生活、福祉のことでお困りのことがありましたら、担当の民生委員・児童委員にご相談ください。(個人情報を守ります。)

児童のことを専門に対応している主任児童委員もいます。

担当民生委員・児童委員や主任児童委員については、福祉課までお問い合わせください。

### その他の相談

生活困窮の相談・・・福祉課 ☎33-3708

多重債務相談・・・消費生活センター ☎33-1227

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の相談・・・福祉課 ☎33-3708

悩みごと・困りごと相談・・・市民課 ☎33-1165

消費生活相談・・・消費生活センター ☎33-1227



橋本市子育てガイド 子育て のびのび



相談

## ひとり親家庭の支援

こども課 ☎33-6102

## ●児童扶養手当

18歳未満の児童を養育している父、又は母等に支給されます。ただし所得制限があります。詳しくはこども課へ相談してください。

## ●ひとり親家庭医療費助成

18歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母とその子どもの医療費を助成します。所得制限等がありますのでこども課に相談してください。

## ●母子及び父子並びに寡婦福祉資金

子どもの修学資金や就職支度資金、住宅資金など母子家庭の母や子ども及び父子家庭の父や子どもが資金を借りることができます。

## ●自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し支給されます。事前相談が必要となります。

## ●高等職業訓練促進給付金

修業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関で受講する母子家庭の母又は父子家庭の父に対し支給されます。事前相談が必要となります。

## ●母子・父子自立支援員

手当の受給や就労相談、資格取得、子どものことなど、相談に応じています。

## 子どもの発達保障

こども課 ☎33-6102 子育て世代包括支援センター ☎33-0039 学校教育課 ☎33-6115

## ●発達相談員

橋本市では、発達相談員を配置し、0歳から義務教育修了までの発達相談を行っています。

直接、相談依頼には応じていませんので、ご希望の場合は、各機関にご相談ください。

## 相談機関

|               |                       |
|---------------|-----------------------|
| 在宅児童          | 子育て世代包括支援センター(保健師)    |
| 保育園・こども園・幼稚園児 | 保育園・こども園・幼稚園(担任または園長) |
| 小・中学校児童       | 学校(担任等)               |

## ●のびのび教室

東家1-3-1 橋本市保健福祉センター2階

1歳8か月児健康診査で発達に支援を必要とする幼児や育児に不安のある保護者を対象とした親子で参加する教室です(保健師が助めています)。砂場遊び・さんぽ・室内遊び・リトミックなど、子どもたちが主人公になって活動できるよう保護者とスタッフが協力し、子どもたちの豊かな発達を応援することを目的にしています。

## ●児童発達支援事業所

市立)たんぽぽ園 柱本60-1 ☎36-3591 定員20名

発達支援の必要な乳幼児が、集団での遊びの楽しさを体験し、より豊かに成長・発達していけるよう手助けをしていくことを目的としている療育園です。※たんぽぽ園は、新築移転整備計画により、令和3年4月から柱本66-1へ移転します。定員は25名の予定です。

## ●児童発達支援センター

私立)つくしんぼ園 高野口町大野74-1 ☎42-0100 定員30名

毎日の集団生活の中で、子どもたちの全面的な心身の成長や発達を支援します。

市内在住で満2歳以上の発達に支援を必要とする幼児が対象です。

☆利用を希望される方は、保健師に相談ください。

